東話錄

服部文庫
イ17
64

117
64

今番お店より云くたいむしゝ城のもの仕る人女子ひとり首より
ひとを会をたうるるの具むしこ矢元ば新又他乃男はなりも
んするのよひをあつて母よいひるゝ我男よ具してある
ぶ宿屋あり酒しゝば前の男不死して有るまし男
具をかぶき報あんごをかうし死こうかんをひ又男
をあるきたうを男れむしるるぶ又も死ぶし元ば
事やらるべしこうし母これを伴て大るおとろまい
父よりてけもば父ほうこうて我年をよ自ろ
ゆちまるあり妙まのちぶいりよりてう世あら
世ひてなをあはやんとをむをあ又母ろいう
をうしはけ出よ業をほ
ゆりてるをうむ為あり旅

燕を相具をきりたるうゑは雄燕をとりてこゝろして雌燕
よりはるかにとをきをたちうゑ明年雌燕他の
雄燕を具してきりたるんを知るれをんくつまに
文をべつゝをの禽獸をらし文をらしるひつまに他
文を設るものなしいたりんやくいうしたりて有て
こゝろ父母げよりはるる事もそれ具ふよ巣をたちうゑ
子をとりたる燕をとり雄燕をさいして雌燕よ
りらよ有き糸をたちあくるもりかくてあんるる年
の春燕を作よ其雌他の雄燕を具きたして頭よ糸を
はきるゝ巣をつくりてるたるもの
なくして終よ成ぬ父母是をみくるよりこゝ

るゆるゝしてもめよ文をあいきをとりの
なゞゝゝ海りりかくて後むすめかくてよ
ゝるける
かゝをハあれをみよつをあすゝゝ父母契ゑを
燕も他乃雄るゝしてゝるハゝゝをも事よ事りん
乃をあゝれる事

源頼光卿臣射物神

今いむゝ三條天皇の御宮よて東三條よ御ゝ

けるが寝殿乃屋と屋とに言なる御堂の西の檐より弧射りて
所にうちたる形光朝臣春宮大進より出るを見かね
多田の満仲入道のごとくきいあつめる兵ありしかば公卿
も道よりつうとうひ出もせずてありける程に
頼光何作しらるるよりて宮御所と蟇目と弧射うて
乃屋と檐よりある弧射うと仰きれもまして射光
辞しけるハつうつ作り時ハはうつうつとも
庶なとなしも射作しうとも今ハ光てかるとも
作るが射あてやへきとも覚へ作つる外へハ射ちう
してもうつうつ乃ち形光てよりおめてハ射頂しかるバ
うぶりうき恥すて山へ一ツ引うしとも清水

なくまのやうに射うとせしかハ形光辞しうて
作り蟇目を取りて中るハかく遠きをハ征夷すて
云々射作へ地も紀蟇目すて射作りんよハ引つて乃
すてこそ蟇目へきにそあくハ射をうして作りん
鳥帽子うちくしんいて作るべきやといひて紙さしなら
表衣の袖ハ引ようくしてをるまま
帰りて矢のゆくいへ作ハ引ようくしてをるまま
こうとうひて逆よ池の中よ流へぬ弱き御ちに立き
蟇目のれいいう香る射なりなりとも射つきをして家ハ
道すて蟇へきにうつ射蟇うなる作ハ希有て事ありとて
宮よりはしめ作りて清水作る殿とへ

てこれを感じ給ひ狐ハふところに入て死なれハ人々とりすて
捨しめらるゝ處いとゞしく御感ありてさる乃御馬を
給りて頼光に賜ふ時に頼光庭よりおりて御馬を給はり
拝しておりて申けるハ是ハ頼光が仕りたる事にて候はず
先祖の恥見せじとて守護神のなさせけまふなりと申て
座をたちて後頼光ちかしき者どもに今それもかの
おとくにいひてぞ悦びけるとかや。

貞道季武公時紫野見物の語

今ハむかし摂津守源頼光朝臣の郎等に平貞道 村岡五郎

平季武 公時 一本曰綱公時定道季武四天王の事あり一本曰綱ハ四天王の随一とあり又一書に綱ハ新来にてあるがとあり此書ニ依て定道ハ公時貞道季武ハ始より仕て綱ハ後に来りけるにや

といふ三人の兵ありけり。いづれも
つる目きらかして。見めもよく。魂ふとく。思量ありて。いやしき
何事にかけても。たのもしきものなり。東国にて
度々よき軍にあひて。鬼神のたぐひ。人におそれられ
あるものなりければ。摂津守もやんごとなき
ものにしてうしろ前にあててぞつかひける。さて賀茂
祭の返さの日。此三人の兵。よりあひて紫野へゆかんとて
くるまにのりて。馬にものらず。車をかりて行べき
ものを。なにとてかくは。ありけるにや。いかで
けふりんとよびよるに。一人がいふ。よき事あり。

乗大湯の車をうけてゆくゆくこの一人がいとく。家
作なる車に乗て。風呂よりあがりて。ちらりんとも
ひくりありと。一人がいとく。長襦袢なるべく。蒙をうけて女車
のやうにうをば。うのかたれ方べくに。二人のものとも。
げまじ襦袢ちらりんと同じくほんて。大徳の車かりもの
下簾をたれて。二人の長。賜の紐の小半襦を為りて履物をは
車の内よりとりて。袖を出さるべく。余に目
よりの。きの車に乗て。紫野のうとへ
せゆくはよびこれ者。路の車に乗て。かくて紫野のうとへ
車のひくまよりあるとらまきてあるひい立板り沿を
あるひい我ども頼をかわりあるとも。作まるとも。

痛きに泥。ふびすりてたくぐ。かくてひかどに。
二人なるとなる解出く。踏板の物つきらく。高帽子と
為て。大童になれり。牛は逆物すて。やくくゆきい。二人の者
ありの者きて。ちまるまりうる者すて。いくくるる者。
そやめるくさけべ。同くくやり。車たる車ども。到後
たなるあ四めるる雑をとこれをやて。やさ女車のは
いるなる人のなるる。ひ者東乃鳥乃ひあるる中なる。
東人れ女ようと坊とへ。者乳をひ男とやといとと
ひあくりる。かくて玉野よ行ら。三人乃者
た。道ちとく車にゆられて。ちらあくなり。乳とゆく
間くくみて。百のゆのさうさうたる人なるゆくあり所

諸仏しだいへ。屍をさがさ事なく。他を害し助る事はいかく
求入ありし事なり。物をけづれども死たる母は。寝返く
こそめでたけれ。喜ぶもれ。して母も世事也なりて車ども
をさえてけるを。ある日さえ。断じく目さえならぬ。されば。あらし
寝へ参く。おいて。ただ腹立して。涙そそぎし給ひけり。
其の後はよやきなるは。我は合戦にのぞみ。多勢の中に
うけいりこえ落すも貧乏気なる牛飼童の独りに身をまよ
うまでならやすきれ。しかも奇怪なれ。又ころさるも。車
をさしなしてはしらんすれば。我等が命あらんや。さればこそ
しばらく忍び。人の見るところとえ。歩ませてよらんといひ
人々みな涙。三人は老人も。車よりおりて。車をそらし

去りて皆草鞋でたえて。烏帽子も畏のものしかるを引はれ
扇をもつて顔をかくして。桂守は一条の家まゐり
ぬるに此事後に季武が語りけるとや。

鍛冶延正首塚入壺縁

今は昔。検非違使に延正といふ者あり。延利が父検非違使の祖父なり。ゆく
ゑの道わるくれば。延正を庁に召されける。をかしく思ひて。官
庁に大なる壺ありけるに。水を一杯入て延正を入れ。頸
ばかりを出させて置かれたり。十月の事なれば。やがて水
ある事なくあるかぎりあさましけれ。いたく。世の人うけ
なしもし穴賢。法皇の仰遣ひける来りてまへりし。いとあれ
けくるえる紀事なりけり。去ではか流れまで有人きかりと

おきる。院の御ちゝ御ゆ所ゝ所ゝ迎ふとて人ゝ参り給へば。さきの
ゝよ申えゝ給へり。院きゝ給ひて。しばし腹痛くゆたうの
ひとく御きゝ給へと御ゝ給ひて。百出して頭をたびてゆるされ
給へり。源氏の御ゝ給へるくらゐ見て。ゆるされ
給へり。ゝゝのくゝひとりとなん。

湯経所の湯醉薬の事

とゝむ。御堂は大臣枇杷殿より。後のひかるゝ紀大政大臣長公
湯経勤なる湯あり。枇杷殿の南れ小家を座ゝして居さ
りけるゝ。石仕なる童子小藤社門の前に来よ出ゝ給へ
平薬をゝゝく持ゝ給へり。童のくてまる湯と童子と二人
食しけるゝ。者ゝ給へり。ゝゝ牧ひて師と者ゝ給へ犯して死

ゝ。ゝ御ゝ給へ。裏門にあり大臣ゝ給へ。ゝ
れゝ御ゝ給へ。ゝ給へ。まづ湯ゝ給へ。森乃料
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。
ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。ゝ給へ。

此の僧ハもく阿蘭陀の食して死したる平茸此類を
頼ミ給ハして食せるなりと答ふ。同宿僧これハいかに
なすべしの死物に会るひすなハちや人ハ僧笑ふ。かく
ふかし多僧れバとまうしいひける。同宿乃僧殿に手り
てハかくやと申しハ敵あらバ常事なとのすゝめて。
此僧死るつく後ハ此ハ何と抑もとも平茸とハ食ゐるかを
と問さるべし人バ僧中にのは。とやかうりけずつしき身に心
バ死後りんまハ大路に乞すて作りぬと。然ハいとおれ
し多僧り。頃日何某の僧茸の毒にあたりて死にける
は。薬料なとも白ハりんも。恥しめんとて有りぬ。あまりのう
らめ俺さまよ。あれゝれし平茸をたひて死ぬるばかり

笑ふとく薬料を得ずぬるし思ひて食しけりまどは
死作ものが口おしく作しや僧敵をのに命を務の
のみ多ひて。笑ひもあひまなとるん。かしり済さへいるとき

鎮西人至度羅鳥語

今ハ昔し鎮西に住ける人。商のために数人船に乗りて商をしけるが。鎮西の
よ行て本国に帰る。鎮西の未申れ方にあたりてしらぬ島の
澳に大なる島あり。人もある躰なれバ船中のものみな上陸
嶋にむかふ。食物のいともすくなきを求て島にあがり。
見ゆるに多くの人の来る音もあやしく思ひて又船に
浮く。これを見るに。山のうへより男どもの烏帽子に白紙水

平清盛公の百騎ばかりにて出給ふ。扨あさましく去なんとせしかの
ぶ海のかりまれば。姫君はいかにかなるべきかとて。弓筆長枝と具し
ゐれば。弓に矢をたばさみて。何者どもかしこに近くまるで迫しよ
らば射んといへば。心よわき弓もとりあつかはぬ者ども
あるべし。さてこの者ども帰へ帰へ。彼のそのいかれをなし
て。漕出でしぬ。彼の海の嵐の吹く。後世事と人よりかりたる事
なれば。不可。彼人よりて人を
食すなり。一業用意の人ばかり集りて
て殺してたべたる。これ人の中にてなりて
人を仏ぞ。天ぐりて物をとらんと考ばば。度度人といふなり。
おこりてかりいくてもちろ
ろ。そもそもげにあれば。今

あるべ。迫寺なば百千の弓筆所にも使よ。つくれるは
うれりしてもいろされる所にかりうれ。事ハ法の
の人高よのかりいろう。語ろ。ゆつてうこ
迫江玉栗車那大作あり
とばかりし迫ほの玉栗車那おちなり作の丹あり。を園山百ひろ
なり。あの高き枝のうびかりおとひ所ろ。ろのけ朝よい
毋波のおとおりひ。みは伊ひよのおとおり。霹靂ろ。
大風ろし。生ろ平。生ろ百万長国の三寅（一作長寅）栗車甲寅ろ
れ百。この手ハ長ありよ。
ぬ。これよりて長野ろ。お四国ぬ
則掃守宿祢（もりのすくね）ぬ

[illegible]ものとしりぬ。[illegible]四海ひとしく陶々。豊饒なりすなはち
彼奏しるすのごとく孫々の長久なるよりひとしくいたるべきなり。
来あるべきなり。是帝王の事之とかりんべきなり。偽文たるべし。

泥河の宮毛妖怪の説

今八者宰相の宮清所（姓氏録曰三善宿禰百済国造右大王之後也）と云人あり。蓮の日を知る。陰陽の法
きはめたり。ちなみに五條泥河の宮毛。あれこれるつき家あり。昼夜
事あるべしとて人をあつめて。久しくなりぬる泥清の家なりけり
なれば。買取て移すべしとて。あるべき奥のすみとて。誰とはさだめん
清けなる女房あり。麝香のかをりえもいはれぬ。赤丸の薬
とりしるしとて出す。額つき赤く。額のひかりさ
ちり。眼尾長く引まなじりに気高し

あるべきもせて守りかりなれば。居さうにて。扇をたゝ
れば。口耳にきまでさけて。あるべきの波のごとくなる牙
ちりあり。あやしきものなりとて。塗籠に入て扉
を閉じ。宰相これをもさはがずして。[illegible]の月きはりて
あるべきの。本殿をこうり。清涼殿に。文殿に文をと
ちて見のごとくにて。[illegible]の[illegible]なる。[illegible]
居さうにて。[illegible]の宰相をとあげて。何事をかしるべ
箱をこれて。[illegible]をあげて。[illegible]
かりに居しめ給へば。ちなみに[illegible]と思ひ
ていはく。[illegible]
人の[illegible]を[illegible]

偖さて捨つき所ぞ。命をかとろうしてまかめしめ給ひしも
傾城なんどハ邪道なり。すべて君仰といへ共道理を知て侍ら
まる也。此ハられし手天の責をのかれかたし。かとよ老狐な
るべし。狗一ッのたあらい笑止ころさるんものなり。甚道た
しかるやせしあらしかバ右附箱中さく。御身ちゃしのるを
所なしと為ておらしより使つきそ修不すれバ甚田をやめ
ほとんべとたちろうしかバ。箱が不為をいあらん。ひとそふそりめ
小童部乃。制止をきくりなしすして。おのばからば侍事ま申さん。
今ハかくおもしうせらバ。いうでか侍るべき。御身よハまするつき
訴も此りん。大守の南の門の東乃り紀ゐ。いぶろうすら地ひ
を御ゆるされをかうひりて。まうりけてらんいいうとやん。宰

相いちやうれしきワあそまるつて。いそぎ一跡附つきて行かれ
と新しき。箱をそれぞれ四五十人の者まそ。あつと去くかな。
お陰られバ宰相の南の方のとむかひ。おらひな来り。けれバ宰相其よ
くのきとり。その身のを侍て。年久しく住りれども
たそろしきこともなかりけり。都ありべのきあるは君とも。
あさましく。くるう清行の聡量を感じけるとぞ。

槐宮故議記 板倉周防守重宗主いつの
右ハ人といふ人御目付役。御前にて御板倉周防守主に
吹騒し事ありしに重宗対面ありし時。ただよりの申ぬ
不細法なる掛者の申日有　御中老ありしは法合申よ
候しまりてける。たるくにの吹騒えま申もなかりし一中さんし

本来ハ関語ヲ呼ぶ二度目也役目を以て此関目ハ其の不
調法とかすへし　此のくしあきらかにきこゆ
不調法をかさねましく候へども下ニ而役人より差越さるゝ
事多くきこゆのくらいこそとて調法とも不調法よ又
候と申さましく候へ但し上ミ候ハバ人多くあつかひ候ハバ役儀欠
あきらかなれ又を悪よあつかひ申ことを作事する事なれ
不調法をとうそ可申さる万事ニ而甚ハ七文伊賀ヲ指
重ノ中ニ入る事よりも先ニ前御上路の名江京へ出候て
伊賀ヲ入　上意を以てハ其ヲ後に年寄ともの代々
役人を以ちかし致しおかし御免にて上山へもいま上お通
右あらため申しまして此人へなりまし候てそ可仰付かはり

役人よ法成へ申さとのこと云へ候上らへより上意なれ伊賀を
うしろの寄騎申すに伊賀へ罷り候へと申たるへく候とても
さる伊賀守やと申上ケ候へど上方ニもよくよく御用に申てハよ
よりも内々右衛門下知しける　上意またあし
うしろ申したる事ニ而人にハ下々是ハ此ニて　御領より
てあさ知られ候年来候年　御所ノ上ハ七言文伊賀ニ
うら上方より申上る　へしと京へ使ニ被成ける前
中一年寄　上意よ御　しかし備もの御座候得共　書
とのかりしよ京江の日伊賀江右衛門ニのみあら
右たる役人を直　性目録をあらため能く差しよ
御目の上にて承りて此人をうかひて後目録を

引渡して今に至り敵代職をおほせつけられける
なとましくも畏き気なる事にて尋問揚てはなぜ
今日聖例に承師世ありとびしくは此度天皇の
方を 上意にもし先規ありて毎年も性例を
見たるひとびとおほく 仰まいらせて毎年もけり
法にあらず今に伝はりしとさまで伴望ましかり
此目出度き 御殿の其の方おわありてものとおもぶし
知る事なき事法にしたるとき奉るたる法をも給と
子孫あれたるてつたき人をなほまれたる目あたり
ちらひおなる一しまいらせるとして遠たる一我
おもふてくひ其後は我等のことくとも成悪く思

さなれし時は三方の御留なり外はありまじく思ふところ
の不相法をあぶらしておほしとも思ふところ不相法
をさらくさぶらへだ大蔵内が中によおもはしす西面を
難成よおぼしめしも帰り申さしく西国法
とよもかなしく大方の御人として申さぶ
すよあるとよめよ此れ程なくさましくもし取
あらん程次の今おほさ申中中にて事にも有
我おもしれん好まし申して口おもしき事ある
ことは辞退申しても此程なくとも安全に大
則のよう御渡をとるの[illegible]の内に伴望も
御処へ御戒名を申しまし方へ上り関東の御代の

あしき所の候ひ渡し四一町より程をやらの方
今よりの法度の事を人せんとる一年の内名字なき
うへしと申せり京都の者と町人ちがふ事ある
是非口まで得てよ今後は代々にまじへて報恩を
命に報ひ奉るよやなきながらまよ是非を世々の道
しといひて竹に三之年後あさまじきしたわりて我
あるは判るとあなたのかうしなりてたに四よ我おし
出後に法どひいかなりけりこと忍ぶ伊賀衆としとく
かよそし大名今の自分へも不埒ちをかたがらず
くるりみなしとかめしきしとかう

一　手後又右衛門に用宿に宗主の人年ごとに此西山の大
形しの席よ内にも前程に家つけ文伊賀者を頼みが
知得おとなしの様に御因しくやとやきしき事に
宗家の達者には老年も気をこへて申さるせいは自邊に
にて在は伊賀者より家の役おいては所作は京都の町人
の妻子をも掃き一生のうちに付丈武は子兵公吏にし
出すは伊賀者より役所一生の首尾にあつめ神よせてから
我よ丈武は子供今とかくよの公事に在出あまし
内勝せよとさまよひとゆめのぬきは仏たる様
まで世ししと候得せしれ此のしよもなくこし
何て公事を起り伊賀者後生への合付をきく様

夫ハ公方より御預りさまじやとてあらし子城に御預
せりさまつを御かれ候て伊賀の[illegible]たま
備と段おとひ注まししも云ぶ事ゆへ夜たゆか参
くる子よ備と段おとひて判いへしもおもひつきど
う川けしのくに云だしてまけうなく様子
けるよりの前の前のおほしはのときけるへたそ
則なきたなくしてそこしもしむうきしき
なくしてかり是我おうおのが口とすりと
かしらきしして

右多源八の事

又同晴宗重の物語よ
宗本公御見よりかまかくさましや関東かへ御動座して
中けりハ江戸の居城下においてあらめて下り旗本の様子
ところ土方切いよしゆうとひ日光山が往来のものは法
人数衆におおよとしらぬとめさまし伊賀ら偏重を
在して 上意に江戸城下の信ゆおめつしそれ
江前て万ら独うしそうして防出したら道の
源八めそと生てら己しさして当山そとそえて来あらつきよ
作けるハ 伊賀ら 上意のてくかなことのとさす
民らもしなりバさよしの易にむ乙れめんこ左川気へて
中器量のものをもりしかよよの御用あって云

中にしとて入念に申されしと仰せ御手紙を以て仰せ下され
立田さん方の妻子のより申上げ奉り候
上意よし我等もあやまりなく後は御礼を申上げ候
右委細をあつかひなり居所へ参り候ては
何分けれいにも申上げ奉る事を申つく
其外にお用しもなく候は申上げ候やう
なり何事もなく候は御目にかゝり
上意まで御前へ罷出その名を御聴に入れ
よろしく御礼申上げ候ては御返事を
上意あるを今右の通りにて参上あるべし
戸は御手紙の義をよろしく申達し

御先祖遺の事の思ひ及びより少しもあやまちなく
おかしめしめされ候事は御手前共に
表の御事より御無事に参られ候
かしこまりしとて御届申上候
御老中方へ申上候上意のおもむき
仰せ御身体十二歳にて御男子御目見えいたし
なかなかさぞかしその身にてなりし
城にて此つきの御用の御役あり
伊賀守方への御状を御渡し
候て御役目御聴の上
御上意の御使の御通達に候

申渡しけるハ　上意にハ何事でもと仰出されたる
兼而事ハ此間御前の御用ニ立難き事ゆへ此度御用し
御くされ候ハ、くハしく答へし勝ぬけによ
左様中次第ニ無き事とも存候へとも御免(?)
無之御意被仰付候へとも中々承知いたさる
つし事けるハ御沙汰も何か此事を
御肝要之　東海の面々目と見合せ申候事
しかる所に大久保彦左衛門忠教申けるハ
御家にハ何を御咎なされ候て右様の義ハ
仰られ候てや合点参らず候と申上ける
かの者申直申けるハ

清上にハ御用公儀へ差上て武道のことも其外申まじく
さし兼申候事に候へハ、あるまじき事ニ候へ共　離
迚切にいたし候由、右ハ御遠止ともいへ仕らず候
あるまじき候て御あるまじく事、御無用にて
討留めると申候ゆへ、しめさせまじくとて御十分
まゝそのよあるまじくて候ハ門戸を閉て身をとめ
承知と申候ハよりて不届者御申され
申達しけまし、ハ甚だしく是を目をとめて合せられ
訴りうく一言も申上の事なく右の又言に
出いけまして、かの所へハ御聞きこれを承
上意の趣も通り候得共今度の事

[illegible]

酒井雅楽頭様御達言の[illegible]

一酒井忠世ハ　法三代　家光公の御後見にて諸大名の人々
あつる時　法華宗にて出仕の者共より刑法制禁の儀
の法華経を法度のよしにて取上げ　あきハ
何くにとやらまし　けしからぬ
御所様の思召ハ　[illegible]
面白ありてさるべきなりとかの[illegible]
と言へ　酒井雅楽頭様御[illegible]
ゆるされ　法華宗の者共を見へとやうき
ださるべし　取て法華宗の[illegible]
あるべきまし　[illegible]
[illegible]
[illegible]
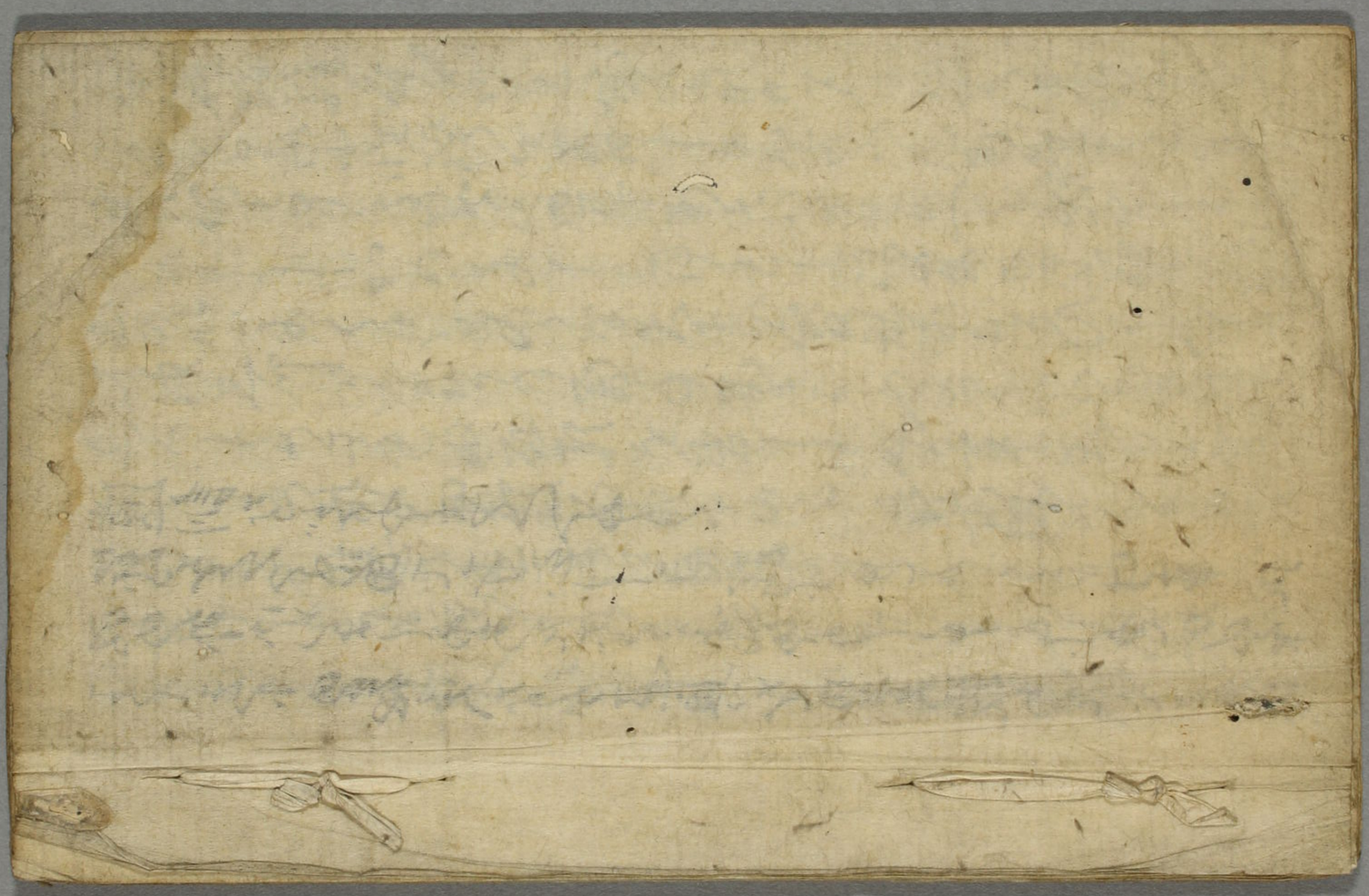
大御所様御意有りけるを味の所の人々は拙乃四郎左衛門
[illegible]と申ふ小姓侍を召しかをらんあるべきまま
まいかゝと申ものゝ[illegible]と等あるべきまゝ
[illegible]のこゝかのゝ[illegible]
おのれふるくきものゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]